

青森県看護師等養成所に対する業務指導実施要綱

第1 趣旨

この要綱は、看護師養成所及び准看護師養成所（県内に所在する文部科学省管轄の大学、公立及び私立高等学校が設置する看護師及び准看護師の養成課程に係るものを除く。以下「養成所」という。）に対する青森県看護師等養成所指導調査（以下「指導調査」という。）について必要な事項を定める。

第2 目的

指導調査は、指定基準に係る関係法令等の厳守状況について個別的に明らかにし、必要な助言及び指導、又は是正の措置を講ずる監督業務を適切に実施することにより、養成所における教育内容、方法、施設及び設備等に関する実態について把握し、必要な指導を行うことにより、養成所の運営等の適正化を図ることを目的とする。

第3 指導調査の基本方針

- 1 関係法令等を基本とし、これまでの指導調査実績等を勘案しつつ、厳正に重点的かつ効果的に実施する。
- 2 指導調査が画一的、形式的に陥ることのないよう、問題の発生原因及び是正策を明らかにし、養成所等の問題解決を図り、自主的な運営を促すための具体的な助言及び指導を行う。
- 3 法令に違反し、又はその運営が著しく適性を欠いているために、養成所の運営等に重大な支障が認められ、是正の措置が速やかに講じられないときは、法令の定めるところにより行政処分を行うための手続きを検討する。

第4 指導調査の形態等

- 1 指導調査は、集団指導又は実地指導により行う。
- 2 実地指導
 - (1) 実地指導は、指導の対象となる養成所において実地にて行う。
 - (2) 実地指導において改善すべき事項が認められ、実地指導後に養成所の設置者から改善報告書等が提出された場合においては、書面によるほか必要に応じ、現地で確認する調査を行うものとする。
- 3 集団指導
 - (1) 集団指導は、養成所等の設置者に対し、指導の内容に応じ、書面や講習会等の方法により行うものとする。
 - (2) 集団指導の内容は、周知徹底を図る必要がある制度改正内容や、過去の指導事例等について行うものとする。

第5 実地指導の実施

- 1 実地指導の対象となる養成所については、当該年度に新規開設若しくは課程変更を行った、又は入学定員の変更を行った養成所のほか、これまでの指導調査の実施状況及び保健師助産師看護師法施行令14条第1項若しくは20条の規定に基づく定期報告等による運営状況並びに養成所の規模等を総合的に勘案したうえで、選定する。
- 2 実地指導の対象となる養成所を選定したときは、予め次に掲げる事項を当該養成所の設置者に文書により通知する。
 - ① 調査日時
 - ② 調査担当者
 - ③ 調査の根拠及び内容
 - ④ 事前に提出を求める資料
 - ⑤ 準備すべき書面等
- 3 養成所の運営等に重大な問題が発生した場合又は発生するおそれがあると認められる場合には、事前に通知せず、実地指導の開始時に文書を提示するなどの方法により行う。
- 4 職員体制は、原則として、総括主幹級以上の職にある者と看護行政担当者（以下「調査の担当者」という。）を含む2名以上で編成する。
- 5 実地指導の期間は、原則として1日間以内とする。ただし、1日間で調査を終えることが困難と認められる場合には、事前に調査対象養成所の管理責任者（理事長又は養成所長等）と調整の上、必要最低限の範囲で延長できるものとする。
- 6 調査の担当者は、定期報告書等、関係書類の閲覧及び関係者との面談をもとに、分担して調査を実施する。
- 7 実地指導終了後、調査の担当者相互で調整を行った上で、養成所の管理責任者等に対して、調査結果を講評し、改善の必要な事項と解決方法を口頭で指示する。

この際、調査の担当者は、全般事項及び個別事項について講評を行う。

なお、疑義が生じた場合などの状況によっては、現地での講評を行わず、関係者を招致して行うことができるものとする。
- 8 実地指導は、その効果を高めるために、調査対象養成所の管理責任者、専任教員、専任の事務職員等のほか、必要に応じて、関係行政機関職員に対し、調査への立ち合いを求め、又は必要事項の調査・照会を行うものとする。

第6 実地指導の調査内容

実地指導では、次の1から8までに掲げる事項について、原則として、実地指導を実施する当該年度及び前年度の運営状況等を把握するとともに関係法令及び関係通知の厳守状況の確認を行い、必要に応じて改善を指導するものとする。

- 1 学則に関する事項（法令等において学則等に定めるよう規定されている事項の規定状況）
- 2 学生に関する事項（定員等の状況、入学資格の審査、履修選定方法及び卒業要件等）
- 3 教員等に関する事項（専任教員の数、勤務状況及び教員の資格要件等）
- 4 教育に関する事項（指定基準及び学則で定められた授業科目）
- 5 施設整備に関する事項（建物及び設備の状況、機材教具・図書の有状況等）

- 6 実習に関する事項（指定基準及び学則で定められた授業科目、実習要綱等）
- 7 管理及び維持経営に関する事項（運営状況、入学料等の適正な徴収、収支予算等）
- 8 その他（健康診断の実施状況、学籍簿等所帳簿の整備状況等）

第7 実地指導後の取扱い

- 1 調査の担当者は、調査終了後、その結果について検討し、実施指導結果を養成所等の設置者に文書により通知するものとする。
- 2 実地指導の結果、特に改善が必要と認められた事項については、前項の文書によりその改善を求めるとともに、その改善結果に関する改善状況報告書の提出を求め、また必要に応じて改善計画書を提出させる。

第8 国への報告

必要に応じ、指導調査結果を国へ報告する。

第9 その他

臨時または急に調査が必要と認められる場合は、本要綱によらず指導調査を実施することができるものとする。

附 則

この要項は、令和3年9月9日から施行する。